

令和4年度伊丹市一般会計予算

令和4年度伊丹市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ83,400,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算における同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和4年 2月24日提出

伊丹市長 藤原 保 幸

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		31,488,811
	1 市 民 税	13,522,569
	2 固定資産税	13,685,565
	3 軽自動車税	269,695
	4 市たばこ税	1,104,562
	5 入 湯 税	11,037
	6 都市計画税	2,895,383
2 地方譲与税		923,001
	1 地方揮発油譲与税	81,000
	2 自動車重量譲与税	252,000
	3 地方道路譲与税	1
	4 森林環境譲与税	20,000
	5 航空機燃料譲与税	570,000
3 利子割交付金		28,000
	1 利子割交付金	28,000
4 配当割交付金		209,000
	1 配当割交付金	209,000
5 株式等譲渡所得割交付金		278,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	278,000
6 法人事業税交付金		327,000
	1 法人事業税交付金	327,000
7 地方消費税交付金		4,422,000
	1 地方消費税交付金	4,422,000
8 環境性能割交付金		50,000
	1 環境性能割交付金	50,000
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		6,074
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	6,074
10 地方特例交付金		239,000
	1 地方特例交付金	235,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	4,000

(単位：千円)

款	項	金 額
11 地方交付税		7,300,000
	1 地方交付税	7,300,000
12 交通安全対策特別交付金		29,000
	1 交通安全対策特別交付金	29,000
13 分担金及び負担金		497,339
	1 負 担 金	497,339
14 使用料及び手数料		2,890,723
	1 使 用 料	2,780,677
	2 手 数 料	110,046
15 国庫支出金		16,162,109
	1 国庫負担金	13,083,889
	2 国庫補助金	3,041,518
	3 国庫委託金	36,702
16 県支出金		6,018,775
	1 県負担金	3,395,744
	2 県補助金	2,170,130
	3 県委託金	452,901
17 財産収入		857,025
	1 財産運用収入	23,616
	2 財産売払収入	833,409
18 寄 附 金		18,646
	1 寄 附 金	18,646
19 繰 入 金		1,091,786
	1 繰 入 金	1,091,786
20 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
21 諸 収 入		2,937,310
	1 延滞金加算金及び過料	36,140
	2 市預金利子	16
	3 貸付金元利収入	232,971
	4 受託事業収入	61,433

(単位：千円)

[illegible]

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		489,349
	1 議 会 費	489,349
2 総 務 費		12,487,552
	1 総務管理費	11,077,106
	2 徴 税 費	519,237
	3 戸籍住民基本台帳費	644,033
	4 選 挙 費	163,378
	5 統計調査費	21,241
	6 監査委員費	62,557
3 民 生 費		28,904,766
	1 社会福祉費	3,872,346
	2 障害福祉費	5,823,502
	3 老人福祉費	6,901,293
	4 児童福祉費	5,865,775
	5 生活保護費	6,440,667
	6 災害救助費	1,183
4 衛 生 費		6,914,003
	1 保健衛生費	5,126,348
	2 清 掃 費	1,787,655
5 労 働 費		96,260
	1 労 働 費	96,260
6 農 業 費		84,967
	1 農 業 費	84,967
7 商 工 費		687,288
	1 商 工 費	687,288
8 土 木 費		6,128,466
	1 土木管理費	233,832
	2 道路橋りょう費	1,410,169
	3 都市計画費	3,223,609
	4 住 宅 費	1,260,856
9 消 防 費		2,067,288

(単位：千円)

[illegible]

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
公 会 計 シ ス テ ム 管 理 業 務	令和5年度から 令和9年度まで	千円 5,648
特別徴収税額通知書等 作成 業 務	令和4年度から 令和5年度まで	千円 6,088
普通徴収税額通知書等 作成 業 務	令和4年度から 令和5年度まで	千円 6,109
軽自動車税納税通知書 作成 業 務	令和4年度から 令和5年度まで	千円 1,631
社 会 福 祉 法 人 阪 神 福 祉 事 業 団 の 施 設 整 備 費 負 担 金 (独 立 行 政 法 人 福 祉 医 療 機 構 借 入 分)	令和4年度から 令和24年度まで	元金61,480千円に年3.0/100以内に相当する利子を加算した額
新 保 健 セ ン タ ー 等 複 合 化 施 設 整 備 事 業	令和4年度から 令和5年度まで	千円 24,490
荒 牧 ト ン ネ ル 拡 幅 整 備 事 業	令和5年度から 令和6年度まで	千円 276,950
学 校 施 設 大 規 模 改 造 等 事 業	令和4年度から 令和5年度まで	千円 1,400,202

(損 失 補 償)

事 項	期 間	限 度 額
兵 庫 県 信 用 保 証 協 会 が 保 証 し た 伊 丹 市 中 小 企 業 振 興 融 資 制 度 に か か る 損 失 補 償	令和4年度から 令和14年度まで	運転資金又は設備資金として兵庫県信用保証協会の保証により 融資を受けた者が、当該協会に対して損失を生ぜしめた場合に おける当該損失の額。ただし、258,320千円を限度とする。

第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法
新庁舎整備事業債	2,073,300	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から借入れる。 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年 4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め30年以内の元利均等償還又は元金均等償還とする。ただし、借入れ先の融通条件が異なるときは、同条件による。財政の都合により繰り上げ償還をし、又は低利債に借換えすることのできるものとする。
庁舎等整備事業債	210,800			
車両整備事業債	2,100			
OA化システム開発事業債	225,100			
文化施設等整備事業債	95,600			
文化財保存整備事業債	7,400			
自転車駐車場施設整備事業債	11,300			
大気汚染対策施設整備事業債	1,400			
共同利用施設等整備事業債	201,600			
障害者デイサービスセンター整備事業債	200,800			
サンシティホール整備事業債	416,000			
新保健センター等複合化施設整備事業債	852,800			
環境衛生施設整備事業債	3,100			
斎場整備事業債	30,100			
環境クリーンセンター整備事業債	19,500			
道路整備事業債	263,100			
橋りょう整備事業債	145,800			
都市計画道路整備事業債	161,700			
公園整備事業債	29,200			
市営住宅整備事業債	496,600			
消防施設整備事業債	94,700			
防災施設整備事業債	6,300			
総合教育センター整備事業債	41,200			
小学校施設整備事業債	92,600			
中学校施設整備事業債	65,400			
特別支援学校施設整備事業債	3,000			
高等学校施設整備事業債	4,200			

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法
児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	32,600	証書借入又は証券 発行の方法により 政府、銀行その他 から借入れる。 (他の地方公共団 体との共同発行を 含む。)	年 4.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金につい て、利率見直しを 行った後において は、当該見直し後 の利率)	借入れの日から据 置期間を含め30 年以内の元利均等 償還又は元金均等 償還とする。ただ し、借入れ先の融 通条件が異なると きは、同条件によ る。財政の都合に より繰り上げ償還 をし、又は低利債 に借換えすることが できるものとする。
保 育 所 施 設 整 備 事 業 債	266,800			
幼 稚 園 施 設 整 備 事 業 債	50,300			
北 部 学 習 セ ン タ ー 整 備 事 業 債	20,300			
臨 時 財 政 対 策 債	1,500,000			
上 水 道 安 全 対 策 事 業 出 資 債	1,700			
計	7,626,400			